

白川郷荻町集落の自然環境を守る会 会則

第1章 名称・目的・事務所

(名称)

第1条 この会は、白川郷荻町集落の自然環境を守る会（以下「守る会」という。）という。

(目的)

第2条 守る会は、祖先から受け継いだ荻町集落の美しい自然と素朴な人情に包まれた合掌集落の環境を保護し、永く次代に継承、住みよい郷土を保持し、もって住民の生活安定を図り、地域振興の促進に努めることを目的とする。

(事務所)

第3条 守る会の事務所は、荻町公民館内におく。

(会員)

第4条 守る会は、荻町集落の住民ならびに守る会の趣旨に賛同するものをもって会員とする。

第2章 事業

(事業)

第5条 守る会は、第2条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 荻町集落及び周辺の自然環境の保存に関すること
- (2) 荻町区内の現状変更の統制に関すること
- (3) その他目的達成に必要なこと

第6条 前条の事業運営の細則は、委員会において定める。

第3章 組織及び役員

(委員の定数)

第7条 守る会に次の委員を置く。

- (1) 委員 25名以内
- (2) 監事 荻町区総会の監査委員を充てる

(委員の選任)

第8条 委員の選任方法は次のとおりとする。

- (1) 地区選出村会議員 全員
- (2) 組代表 各1名
- (3) 地区女性協議会代表 2名
- (4) 地区青年会代表 1名
- (5) 地区内営業団体（宿泊業、食堂業、土産販売業、一般小売業）から推薦されたもの 各1名
- (6) その他会長が推薦するもの 若干名

(役員)

第9条 守る会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 部長 4名

2 会長は会員から選挙により選出する。

3 副会長、事務局長、部長は委員の中から会長が任命し、委員会の承認を得る

(顧問)

第10条 守る会に必要な応じ、顧問若干名をおくことができる。顧問は、委員会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員職務)

第11条 会長は、守る会を代表し、事業を推進総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3 事務局長は、守る会の事務及び会計を司どる。

4 部長は、委員会において、各専門部の事業の策定及び遂行を掌理する。

(専門部の設置)

第12条 委員会に専門部をおく。専門部及びその事業は、次のとおりとする。

- (1) 総務部 委員会の運営に関する事。その他、各部に属さないこと
- (2) 企画部 事業の計画、内容の検討、実施に関する事
- (3) 一般環境部 地区内の環境保全のうち、特に一般家屋に関する事
- (4) 合掌環境部 地区内の環境保全のうち、特に合掌家屋に関する事

(役員及び委員の任期)

第13条 役員及び委員の任期は、2年とする。ただし、村議会議員、女性協議会代表及び青年会代表は、在任期間中とする。

2 前項の規定にかかわらず、再任は妨げないものとし、また、補欠のため選出されたものの任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

(会議)

第14条 会議は、総会及び委員会並びに部会とする。

2 通常総会は、毎年12月にこれを開催し、委員会は、毎月一回これを開催する。

3 臨時総会及び臨時委員会並びに部会は、必要に応じこれを開催することができる。

4 総会及び委員会は、会長が召集し、部会は各部において部長が召集する。

(会議の定数及び議決)

第15条 会議は、構成員の過半数以上の出席により成立し、議決は、出席会員の過半数によりこれを決定する。

(付議事項)

第16条 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び報告に関すること
- (2) 予算及び決算に関すること
- (3) 会則の変更に関すること
- (4) その他会長が必要と認めた事項

第17条 委員会及び部会は別に定める。

第5章 会 計

(会計年度)

第18条 守る会の会計年度は、4月1日より始まり3月31日に終わる。

(経 費)

第19条 守る会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会 費)

第20条 守る会の会費の額及び徴収方法について必要な事項は、委員会において定める。

(会計監査)

第21条 監事は、毎年1回以上会計帳簿及び収入支出状況を監査し、総会に報告しなければならない。

附 則

この会則は、昭和46年12月25日から施行する。

附 則

この会則は、昭和63年12月25日から施行する。

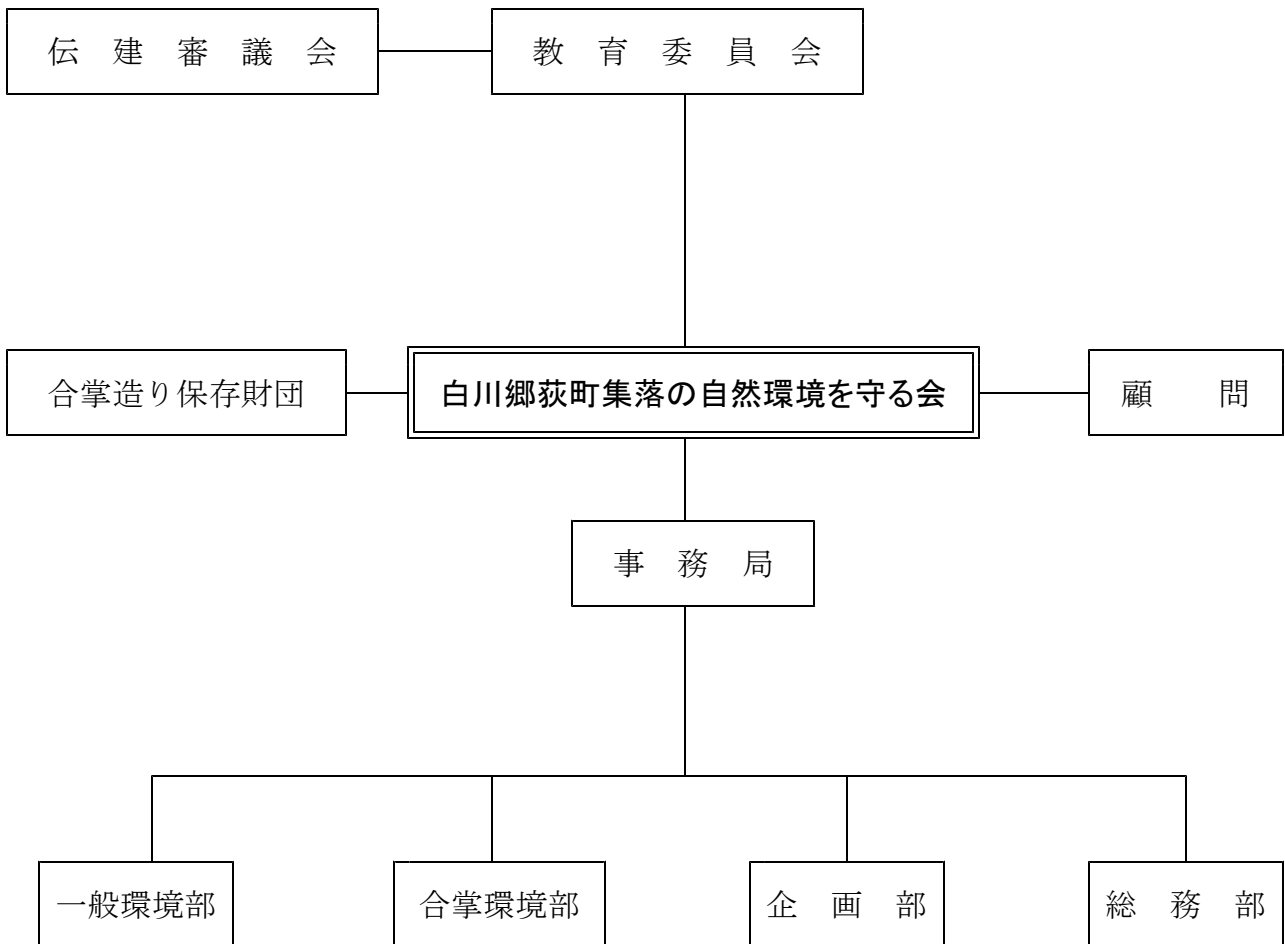
附 則

この会則は、平成15年12月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年12月18日から施行する。

白川郷荻町集落の自然環境を守る会組織図



※守る会は、先祖から受け継いだ荻町集落の美しい自然と素朴な人情に包まれた合掌集落の環境を保護し、永く次代に継承、住みよい郷土を保持し、もって住民の生活安定を図り、地域振興の促進に努めることを目的としています。